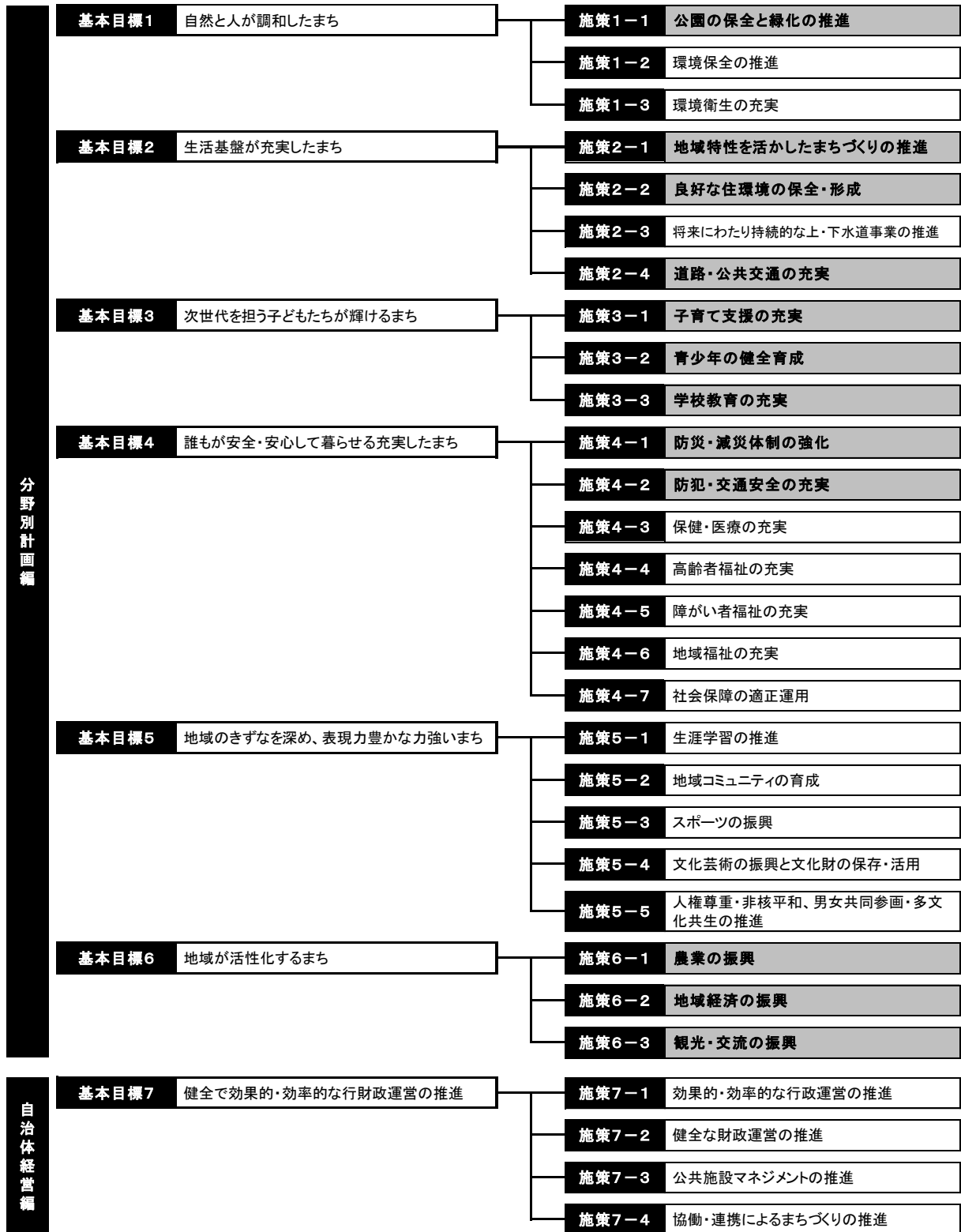


第5次広陵町総合計画（素案）及び第2次
広陵町人口ビジョン（素案）の修正について

2 分野別計画編の体系

前期基本計画では、「1 自然と人が調和したまち」から「6 地域が活性化するまち」まで、基本構想に掲げた6つの「まちづくりの基本目標」に即し、その配下に位置づけた基本方針を具体化するための施策の体系を以下のとおり設定しています。

なお、**網掛けしている施策**は、重点プロジェクトとも密接な関わりを持つ施策です。



3 分野別計画編

<ページの構成と見方>

施策1-1 公園の保全と緑化の推進

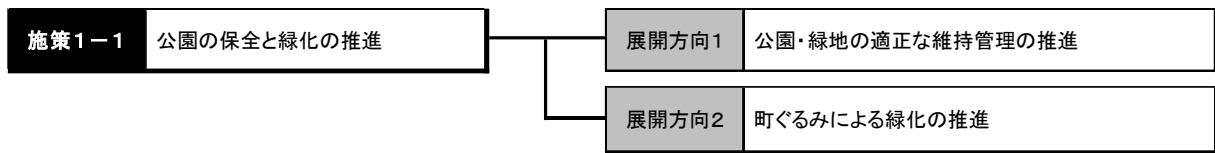


【SDGs】
令和 12(2030)年までの国際目標である SDGs の 17 の目標と施策の関係性を示しています。

【施策の目的及び体系】
当該施策の狙いが住民にも分かりやすく伝わるよう、施策の推進によって、実現を目指すまちの姿と、配下の展開方向(取組みの方向性)を示しています。

◆施策の目的(目指すまちの姿)及び体系

地域住民が安全・安心に公園を利用したり、日常的に緑とふれ合えるとともに、町全体が緑に包まれ、生活がうるおい豊かな暮らしを実感できるまちを目指します。



【まちの状態を表す指標】
計画策定後、「施策の目的(目指すまちの姿)」にどの程度近づいているのかを、客観的に確認するための「指標名」、4年後に向けて「目指す方向」などを示しています。「目指す方向」の「↑」は増加・上昇、「↓」は減少・低下、「→」は維持を表しています。

◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「自然環境が豊かである」と回答する住民の割合	%	住民アンケート調査	64.8 (令和2年度)	↑
日常的に公園を利用している住民の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度以降に把握	↑

※それぞれの指標については、増減を定期的にモニタリングし、その原因を分析することで手段の配下に位置付けた事務事業の見直しや経営資源の投入量を適宜見直すことを想定しています。

◆現状と主要課題

【現状と主要課題】

施策に係る社会動向、これまでの取り組みや成果等を踏まえた現状と主要課題を示しています。

【公園】

○地域住民の健康増進やレクリエーションの場であり、日々の暮らしにゆとりとうるおいをもたらし、健康で快適なまちづくりに必要不可欠な都市計画公園は、平成 31 (2019) 年 3 月 31 日現在、県営馬見丘陵公園を含め、計 28 施設、57.16ha が整備済みとなっており、人口 1 人当たりの面積は、近隣 10 市町の中では大きい方から 2 番目の高い水準にあります。

<省略>

【施策の展開方向】

施策の目的を実現するための骨格となる取り組みの方向性を示しています。

◆施策の展開方向

【展開方向 1】公園・緑地の適正な維持管理の推進

【目標】

施策の目的を実現するための具体的な目標を示しています。

<目標>

地域住民が既存の公園や緑地を安全・安心で快適に利用し続けられるようにします。

【手段】

施策の目標を実現するための主要な手段(取り組み)を示しています。

<手段>

○馬見丘陵、葛城川、高田川、曾我川など、本町を特徴づけている骨格的な水と緑の保全・活用を積極的に図ります。

<省略>

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

展開方向の手段を実施した後、目標にどの程度近づいているのかを客観的に測定するための「指標名」、4年後に向けて「目指す方向」などを示しています。「目指す方向」の「↑」は増加・上昇、「↓」は減少・低下、「→」は維持を示して表しています。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
既存公園のうち、ランク C・D 判定の施設数	施設	公園長寿命化修繕計画 ランク C: 全体的に劣化が進行している施設 ランク D: 全体的に劣化が顕著な施設	ランク C: 130 ランク D: 32 (平成 28 年度)	↓
地域住民が公園・緑地を維持管理する件数	件	都市整備課資料	0 (令和3年度)	↑

※それぞれの指標については、増減を定期的にモニタリングし、その原因を分析することで手段の配下に位置付けた事務事業の見直しや経営資源の投入量を適宜見直すことを想定しています。

○今後、区・自治会役員の高齢化や固定化がさらに進むことで、地域コミュニティ活動の停滞が懸念される中、既存の区・自治会のみならず、地域で活躍するさまざまな活動団体等との協働を進め、地域の課題は地域で解決していく力を高めていく必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】コミュニティ活動の活性化

<目標>

持続可能な地域コミュニティ活動を促進するため、地域の特性を活かした住民の主体的なまちづくり活動への支援の充実を推進します。

<手段>

- 住民の生活様式の変化に応じた地域コミュニティ活動を検討し、住民同士が主体的に熟議できる会議形式の立ち上げを積極的に支援します。
- 区・自治会への加入率の維持・向上を図るため、住民が地域コミュニティ活動に関心を持ち、気軽に活動に参加できるよう情報の提供や活動事例の紹介等の普及啓発に取り組みます。
- NPOやボランティアなどが、既存の団体にとらわれないコミュニティ活動団体として立ち上がり、地域や課題ごとに応じた活動への支援を推進します。
- 地域全体が目指すべき地域の将来像を描き、その実現に向け主体的に取り組めるよう、概ね小学校区程度の大きさを基本単位として公益的活動を行う「まちづくり協議会」の設立を支援します。
- 地域が課題の解決に主体的に取り組めるよう、職員が地域に寄り添い伴走支援できる仕組みを検討します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
最近1年間に区・自治会による地域活動に参加したことがある住民の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度以降に把握	↑
町内に拠点を持つNPO団体数	団体	奈良県資料	17 (令和2年度)	↑
住民ワークショップ等住民が話し合いをする会議の開催数	回	企画政策課資料	令和4年度以降に把握	↑
まちづくり協議会の設置数(累計)	件	企画政策課資料	令和4年度以降に把握	↑
協働のまちづくり提案事業・まちづくりチャレンジ活動提案事業の申請数	件	企画政策課資料	2 (令和2年度)	↑

第5章 計画の進行管理と施策・事業の改善・改革

1 計画の推進にあたって

当該計画で定めた基本目標を達成するために、基本計画及び実施計画に定める事業を実施していきます。しかしながら、従前の総合計画では、実施事業が定められた成果指標を達成しているかどうかの評価や施策の有効性を図る仕組みが十分に確立されていませんでした。そこで、自治基本条例制定時において、総合計画を含む町の政策等を客観的かつ町民目線に立った評価・検証を行うため、より効率的で効果的な行政運営を追求する手法として、自治基本条例第33条において、行政評価を導入することとしました。

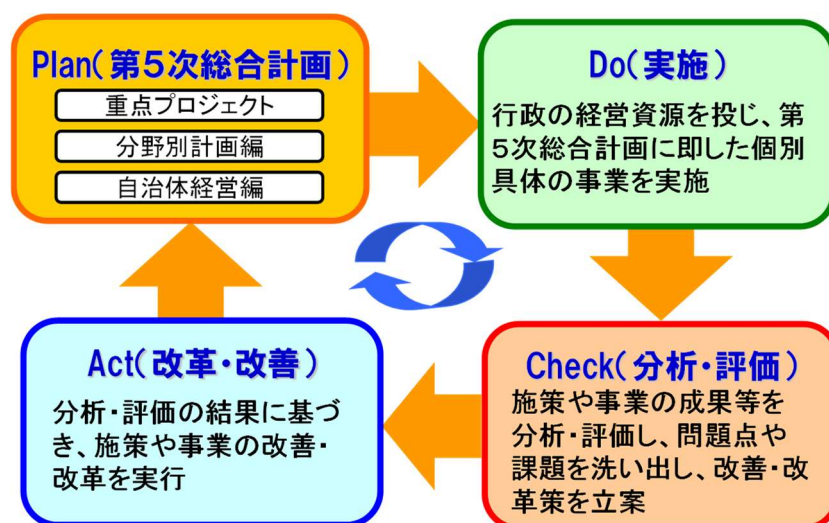
行政評価の目的は、行政評価の目的は、従来は「予算（P：Plan）⇒執行（D：Do）」で完結し、施策や事務事業を実施した結果の検証が欠けがちであった行政のサイクルに、「分析・評価（C：Check）」を導入し、「P D C A（Plan（計画）⇒Do（実施）⇒Check（分析・評価）⇒Act（改善・改革）」からなるマネジメントサイクルを確立することによって、計画（Plan）の有効性と実施（Do）の効率性の向上等を図ることにあります。

2 計画の進行管理

今後、第5次広陵町総合計画（基本計画）を起点とするP D C Aサイクルの有効性を高められるよう、同計画に掲げた施策やその配下に位置づけた事業を対象に、行政評価に基づく成果を基本とした計画の進捗状況や、目標と現状の乖離の要因等を徹底追求し、施策及び事業の不断の改善・改革を推進することで、財源・職員等の限りある行政の経営資源の最適配分とより緊密に結びつけられるようにします。

また、進行管理のうち、「Check（分析・評価）」を「広陵町総合計画審議会」において行い、その結果等を踏まえつつ、最終的な評価に結びつけることとします。

<第5次広陵町総合計画（基本計画）を起点とするP D C Aサイクルの全体像>



3 施策・事業の改善・改革

「2 計画の進行管理」に基づき、施策内の事務事業の優先度を明らかにします。

その上で、優先度の低い事務事業は縮小又は廃止し、財源・職員等の限りある行政資源を有効に活用するとともに、事務事業の内容（実施方法や実施計画等）の最適化に取り組みます。

また、計画に基づく効果的・効率的な行財政運営を推進するため、その主な担い手である職員の人材力の強化に取り組みます。そのため、研修や業務の実践を通じて、計画を起点とするPDCAサイクルに基づく行財政運営の趣旨や具体的な内容、職員一人ひとりの計画推進における役割や責任等の理解を全庁に浸透させます。

併せて、計画の進捗状況の検証や行政評価結果に基づく施策及び事業の改革・改善の分析や検討のノウハウなどの能力開発を進めるとともに、職員の主体的な改革・改善の推進に資するための人材育成や人事制度の整備・運用に取り組みます。

（2）人口の将来展望

本項では、シミュレーション2の**仮定値設定**将来人口の推計結果をベースとして、令和3（2021）年8月31日時点の住民基本台帳人口に基づき「コーホート要因法」による推計のもと、広陵町が目指すべき将来人口を展望しています。「コーホート要因法」とは、出生・死亡・移動に関する将来の仮定値を設定し、将来人口を推計する方法です。推計に用いる具体的な前提条件は以下のとおりです。

① 仮定値の設定

①-1 合計特殊出生率

- 合計特殊出生率が令和22（2040）年までに人口置換水準程度（2.10）程度まで上昇すると仮定しています。推計に用いた合計特殊出生率の仮定値は以下のとおりです。**【図表3-3-3】**

図表3-3-3 合計特殊出生率（推計用の仮定値）

令和4年 (2022年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)
1.45	1.59	1.59	1.85	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10

①-2 純移動率

- 転出と転入の差である移動（純移動率）がゼロ（均衡）になると仮定し、令和4（2022）年から令和42（2060）年までその値が一定と仮定します。**【図表3-3-4】**

図表3-3-4 合計特殊出生率と純移動率の組合せ

	①合計特殊出生率	②純移動率
将来展望	合計特殊出生率が令和22（2040）年までに人口置換水準程度（2.10）程度まで上昇すると仮定。	移動（純移動率）がゼロ（均衡）になると仮定し、令和4（2022）年から令和42（2060）年までその値が一定と仮定。